

# 国際売買に適用される ルールが変わります。

平成21年8月1日から

国際物品売買契約に関する国連条約(ウィーン売買条約、CISG)が発効

国際的な物品売買契約の  
締結のプロセス

国際的な物品売買契約の  
売主・買主の権利義務

についての世界統一ルール



法務省

平成21年8月1日、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」が日本について発効します。

# 「国際物品売買契約に関する国際連合条約」とは？



(通称:「**ウィーン売買条約**」又は「**CISG**」)

この条約は、国際的な物品売買契約を規律する統一ルールを定めるもので、日本の主要貿易相手国を含む73か国がすでに加盟しています(平成21年1月1日現在。締約国は裏面を参照)。

これまで、いずれかの国の国内法が適用されていたのが、この条約が発効することで、国内法に代わってこの条約が適用されることとなります。

その結果、どこの国の法律が適用されるかについての不明確さがなくなり、円滑な国際取引が促進されます。

Q

どのような契約に適用されるの？



A.

例

例えば、日本の企業とアメリカの企業との間の機械の  
売買など、主に、異なる締約国に営業所がある**企業**  
間の物品の売買契約に適用されます(消費者売買には、原則として適用されません。)。ただし、契約当事者が、この条約を適用しないことを合意した場合は、適用されません。

Q

条約の内容はどのようなもの？

A.

売

買契約の締結のプロセスと、  
売主・買主の権利義務について定めています。これら以外の事項については、これまでどおり、いずれかの国の国内法が適用されます。



## Q

## 日本の民法や商法との主な違いは？

A. 日本  
日本の民法・商法と異なる点は少なくありませんが、特徴的なものは次のとおりです。

**① 契約の成立時期が異なります。**

この条約では、承諾の意思表示が申込者に到達した時に契約が成立するとされています。日本の民法では、承諾の意思表示が発信された時に契約が成立するとされています。

**② 申込みと承諾の完全一致の原則が緩和されています。**

この条約では、申込みと承諾が完全に一致していなくても、その違いが実質的なものでない場合には、契約が成立するとされています。日本の民法では、申込みと承諾が完全に一致しなければ契約は成立しないとされています。

**③ 瑕疵担保に関する特別の制度がありません。**

この条約では、引き渡された物品に隠れた瑕疵があった場合も、他の契約違反と同じように扱われています。日本の民法にある瑕疵担保責任という特別の制度はありません。

**④ 契約解除が制限されています。**

この条約では、契約の解除ができる場合が、「重大な契約違反」がある場合に限られています。日本の民法・商法にはそのような制限はありません。

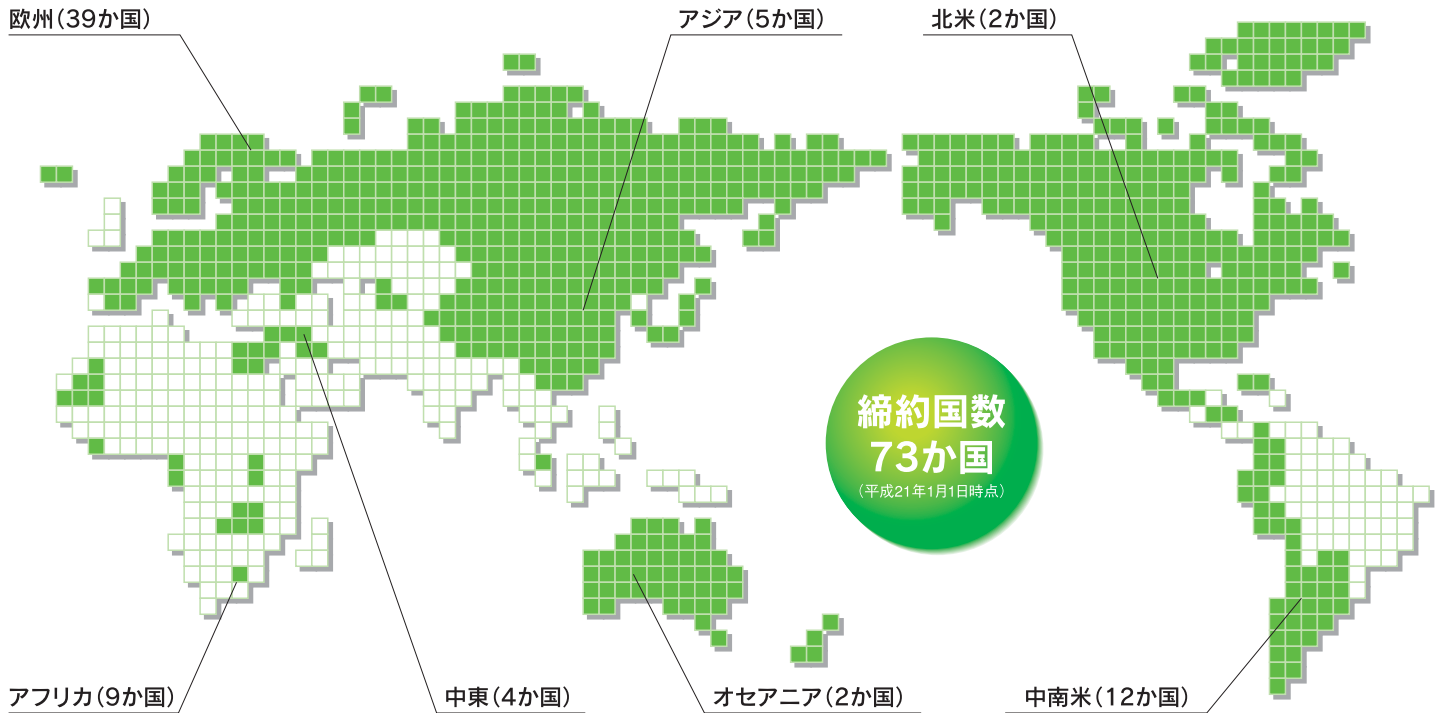
**⑤ 契約違反に対する予防的な救済手段が規定されています。**

この条約では、相手方の契約違反が予想される場合には、自己の義務の履行を停止することや、履行期前であっても場合によっては契約を解除することができる定められています。日本の民法・商法にはそのような規定はありません。





# 世界における締約国の分布状況



## 締約国一覧表

(平成21年1月1日時点)

欧 州	アフリカ	中 東	オセアニア	ア ジ ア	北 米	中 南 米
 スウェーデン スペイン スロバキア スロベニア セルビア チェコ デンマーク ドイツ ノルウェー ハンガリー フィンランド フランス ブルガリア ベラルーシ ベルギー ポーランド ボスニア・ヘルツェゴビナ マケドニア モルドバ モンテネグロ アイсланд アルメニア イタリア ウクライナ ウズベキスタン エストニア オーストリア オランダ キプロス ギリシャ キルギス グルジア クロアチア スイス	 ラトビア リトアニア ルーマニア ルクセンブルク ロシア ウガンダ エジプト ガボン ギニア ザンビア ブルンジ モーリタニア リベリア レソト	 イスラエル イラク シリア レバノン	 オーストラリア ニュージーランド	 シンガポール 韓国 中国 日本 モンゴル	 アメリカ カナダ	 アルゼンチン ウルグアイ エクアドル エルサルバドル キューバ コロンビア セントビンセント及びグレナディーン諸島 チリ パラグアイ ペルー ホンジュラス メキシコ

締約国数:73か国(各地域別に50音順)

<http://www.moj.go.jp>

法務省民事局参事官室  
TEL 03-3580-4111